

国不動投第162号
令和3年9月1日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 会長殿

国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長
(公 印 省 略)

「不動産投資顧問業登録規程」及び「不動産投資顧問業登録規程の運用について」
の一部改正について

経済財政運営と改革の基本方針2020において、「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進すること」とされた。

また、「不動産投資顧問業登録規程」(平成12年建設省告示第1828号。以下「規程」という。)に基づく登録業務を実施するに当たって、適正な登録の実施のため、整理・明確化が必要な事項や、見直しを図るべき事項があるところ。

こうした背景を踏まえ、不動産投資顧問業者が顧客等に交付する書面について、電磁的方法による提供を可能とする等、不動産投資顧問業のより一層の適正化を図るため、規程及び「不動産投資顧問業登録規程の運用について」(平成13年10月15日付け国総動整第244号)について、別紙1及び2のとおり、改正を行い、施行することとしたので、通知する。